

人事・労務を見つめる・・・



Nozomi-Planning レポート



平成31年2月号 Vol.146



撮影地

大分県佐伯市

「冬の華やぎ」

撮影者

福元 梨恵

今月のTOPICS

【人事・労務】

- ・ご存知ですか？選択制確定拠出年金(DC)
- ・働き方改革関連法一年次有給休暇の

時季指定義務制度の創設

【その他】

- ・厚生労働省「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」報告書を公表

・春・夏・冬のはなし Vol.98

・今月の書籍紹介

「1日1ページ読むだけで身につく世界の教養365」

・2月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

◆ 人事労務 ◆

■ ご存知ですか？選択制確定拠出年金（DC）

確定拠出年金（DC）制度を導入する企業が増えています。導入済みの企業は2018年11月末時点で3万1957社と、3年ほど前に比べて約1万社増えています。自分の勤め先にもDC制度があるという人は多いはずですが、加入するか否かを社員に選ばせている企業が多いことはあまり知られていません。「選択制」と呼ばれるその仕組みについて解説します。

確定拠出年金は新しい企業年金制度として2001年から導入できるようになりました。どんな金融商品で運用するかを加入者が決め、その運用成績によって将来受け取る年金額が変わります。それに対して、受取額が確定している従来型の企業年金が確定給付年金です。

従業員が制度に加入した場合、掛金は企業が負担します。その金額は月額55,000円（確定給付年金制度を併せ持つ企業は27,500円）を上限として企業が定め、資金を拠出していきます。（個人型確定拠出年金（iDeCo）の上限は企業型DCのない会社で23,000円です。）

確定拠出年金の導入の際には労使間で、社員はみんな加入者になるなどという取り決めを交わすのがこれまで一般的でした。しかし、企業によっては従業員の意思を尊重するといった理由から選択制としています。その数は不明ですが、ここ数年の主流になっているそうです。

選択制では制度に加入するかしないかの判断が従業員に委ねられます。希望する人は勤め先の窓口に参加の申し込みをします。不要だと考える人は申し込まなければ加入者になりません。選択制を導入する企業において、月給がもともと40万円の社員Aと社員Bがいたとします。制度導入後、社員Aが加入を選んだ場合、企業は月2万円分を年金の掛金として拠出します。その代わりに、月給を同じ額だけ減らして38万円にします。一方、制度加入を選ばなかった社員Bは、それまでと同じ40万円の月給を受け取ります。中には給与に上乗せして掛金を拠出する企業もあるようですが、給与を減額する方式にすれば企業は新たな負担を増やさなくて済みます。ただし、制度運営の費用は別途必要となります。

確定拠出年金へ加入すると原則60歳になるまで資産を引き出せませんので、従業員の中には、将来のための年金原資とするよりは、生活費がかさむ今、2万円分を受け取った方がよいと考える人もいます。しかし単純に損得を考えた場合、加入を選んで掛金とする方が有利です。なぜなら給与収入には税金がかかりますが、掛金であれば収入には含まれず、その分、所得税などの負担が減ります。月2万円、年24万円の給与が少なくなれば、税率20%の人で単純計算して年4万8000円を節税できます。

さらに厚生年金保険料や健康保険料といった社会保険料も収入に連動します。給与が少なくなり、それに伴って標準報酬月額が下がることが前提ですが、保険料負担も減るのが通常です。年金については保険料の納付額が減って将来もらえる年金額が減る可能性はありますが、多くの場合は、現役時代に税・社会保険料を軽減できるメリットの方が大きいと言えます。

他方企業のメリットとしては、確定拠出年金および確定給付年金の制度がある企業から転職してくる従業員が資産を移管できるようになりますので、福利厚生面で大きくプラスになります。確定拠出年金の導入を検討されている企業様は、是非弊社担当者にご相談下さい。



働き方改革関連法一年次有給休暇の時季指定義務制度の創設

平成 31（2019）年 4 月に主要な改正の施行を控えた「働き方改革関連法」の内、中小企業も同時期に義務化される、年次有給休暇の時季指定義務制度を取り上げます。

年次有給休暇の時季指定義務制度 基本的な内容



<年次有給休暇の時季指定義務制度とは>

この制度は、年次有給休暇の取得を促進するために設けられたものです。

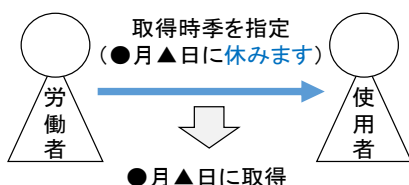
企業（使用者）は、10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年次有給休暇の日数の内年 5 日、使用者が時季を指定して取得させることが必要となります。

但し、労働者自らの時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については、時季指定の必要はありません。

◆ 年次有給休暇の時季指定義務制度のイメージ ◆

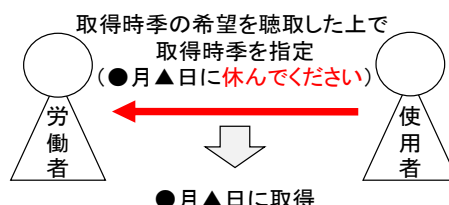
〔改正前〕

労働者が自ら請求をしなければ、年次有給休暇を取得できない



〔改正後〕

労働者が請求しない場合でも、年に 5 日は年次有給休暇を取得させる必要がある（使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて取得時季を指定）



（このイメージでは、計画的付与のことは考慮していません）

年次有給休暇を取得しない労働者がいると・・・

➡使用者が積極的に取得させないと、罰則が適用される仕組みになりました。

（罰則の内容は、30 万円以下の罰金）

<時季指定義務制度の注意点>

- 業種・規模を問わず、すべての企業が対象となります。
- 10 日以上[※]の年次有給休暇が付与される社員であれば、正規・非正規（パート、アルバイト、契約社員等）を問わず対象となります。また、管理監督者も対象となります。
- 労働者が時季指定した場合や計画的付与がなされた場合、あるいはその両方が行われた場合には、それらの日数の合計を年 5 日から差し引いた日数について、会社に時季指定が義務づけられます。それらの日数の合計が年 5 日に達した場合は、会社には時季指定の義務はありません。
- 時季指定しただけでは足りず、実際に対象となる社員が年 5 日以上[※]の年次有給休暇を取得する必要があります。

企業によっては、年次有給休暇について法定の基準日より前に付与したり、基準日を統一したりといった取扱いをしている場合がありますが、そのような場合のルールも規定されています。詳しい内容についてはお尋ねください。

また、この改正に伴い年次有給休暇の管理が厳密に求められることになり、社員ごとに「年次有給休暇管理簿」を作成し、3 年間保存することが必要となりますので御注意ください。

◆ その他 ◆

■ 厚生労働省 「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」 報告書を公表

2019年4月に努力義務化される勤務間インターバル制度ですが、先日、厚生労働省より「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」報告書が公表されました。

この中では、本制度の意義や睡眠時間確保の必要性、導入に向けた国としての支援などについて述べられていますが、勤務間インターバル制度の意義としては以下のような点が指摘されています。

- ①業務の繁忙期などにより、特定の時期に労働時間が集中する場合や、夜勤、交替制勤務といった勤務体系において、勤務間隔が短い場合など、終業時刻から次の始業時刻までの間に十分な休息時間をとることができない場合も生じうる。
- ②労働者の終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間の休息を設定する勤務間インターバル制度は、そのような際に、労働者が十分な睡眠時間や生活時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができる魅力ある職場づくりを可能とする制度である。
- ③建設事業、自動車運転業務、医師など時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業や業務についても、労働者の健康を確保するために有効な機能を果たすことが期待される場所である。

勤務間インターバル制度は、36協定特別条項発動時や高度プロフェッショナル制度における健康確保措置の中でも選択肢としてあげられていますが、③を見ると、2024年4月の労働時間上限規制適用除外の見直しの際にもその活用が進められることが予想されます。健康障害の大きな要因となる睡眠不足を確保するための直接的な措置であることから、その有効性が高く期待されていることがよく分かります。

なお、報告書の中では、勤務間インターバル制度導入に当たっての手順や規定例なども示されていますので、今後、制度導入を検討する際には是非参考にして頂ければと思います。



Vol.98 八崎さんの



春・夏・冬のはなし



— 寒中お見舞 “甘酒の日” —

わが家の近くにある鎮守の神社には、日頃は宮司（神主）は不在で、その為七五三などの参拝者も無く閑散としている。境内は専ら子供達の遊園となっているのだが、それが元旦を迎える大晦の深夜から一変する。NHKの歌番組が終わる頃から急に参拝者が増え始め、元旦の午前0時、夜のしじまを破って一番太鼓が打ち鳴らされる時には、横3列の人の行列は鳥居の外まで50m以上にも達している。

太鼓を3度打ち終えた参拝者は、温かい甘酒や杉の芳^{かぐわ}しい樽酒を手に、三々五々近くで火柱を上げているどンドン焼きの回りに誘われて行く。境内の灯りが落ちる午前2時頃までこんな状況が続き、参拝者は600人にも達する。この様な人達を迎える準備をしている時、神社役員の誰からともなく“今年は甘酒を所望する人が増えるのでは？”と囁かれていた。

昔から酒粕^{さけかす}については酒造メーカーをはじめ多くの研究機関で、その効用についての学会発表がされてきた。ビタミンB群をはじめ必須アミノ酸、オリゴ糖、食物繊維など栄養素が豊富で、その為疲労回復や、腸内善玉菌の増加で免疫力を高める効果などもよく知られている。皆さんは既にご存知の事と思うが、甘酒には米麴^{こめこうじ}甘酒と酒粕甘酒があり、特に酒粕に含まれているレジスタントプロテインは、脂肪と一緒に排せされる為、太りにくい“甘酒ダイエット”として期待されている。

元来甘酒は夏を乗り切る為の栄養飲料として、暑気払いに飲まれる習慣があったが、おろしショウガを入れた温かい甘酒の風味に心が落ち着き、身体もじんわり暖まると寒中に多く飲まれるようになり、時期的にも酒造りで多くの酒粕ができる為、現在では大寒の日を“甘酒の日”として認知されている。少し余談になるが、1991年に設立された“一般社団法人日本記念日協会”には数多くの記念日が登録されている。むし歯（6月4日）や救急の日（9月9日）などのように、月日のゴロ合わせですぐに解るのだが、ハーゲンダッツの日やサマーバレンタインデーはまだしも、“ポッキーの日”や“立ち飲みの日”“豚まんの日”など、特に8月には31日も記念日が登録されている。

業者？が申請すれば、別に害を与えるわけでもなしというわけか、すぐに認可になるようで、全く笑ってしまうばかり…。さて毎年冬を迎えると例年のことながら、昨年もNHKの“ためしてガッテン”をはじめ多くのテレビ番組が甘酒問答を取り上げていた。ひと言で言うとその印象は、まさに“女性向き”に構成されている感であった。

甘酒＝飲む美容液、甘酒＝飲む点滴、こんなキャッチフレーズは人を惹きつける。更に女性達の感想が次々に続く。甘酒＝メスを使わない美容整形、肌の救世主、細胞レベルで肌の再生、肌の張り替えを実感、そしてシミ・シワ・たるみ・ほうれい線が消滅、（皮膚の表面は潤っているようにみえるが、その下は乾燥している為、化粧水などの効力も低下するという）インナードライ肌にも奏効、25キロ痩せたと全米では目下“ダイエットドリンク”として大ヒット、最後にマッコも“ホンマでっか！？TV”で美肌効果に大絶賛とかー。

こんなテレビ番組を見た女性達はどんな感想を持つだろう？神社の参拝者で甘酒を所望する人は増えたのだろうか。鳥居の外に立って境内に足を入れる人をカウントしていた役員の報告は535名、例年よりほぼ1割減。しかし用意していた甘酒はほぼ底をついている。

さて甘酒のコップを取った人に有意の差はあったのか？誰も難しいことは分からず、過不足が無くて良かったと釜を洗って帰り仕度の役員達。この原稿の締切日の今日、1月20日は“甘酒の日”。一杯の甘酒で乾杯といこう。

筆者紹介:八崎輝義 日本子バガイギー教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書“エイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



『1日1ページ、読むだけで身につく世界の教養365』

著者：デイヴィッド・S・キダー&ノア・D・オープンハイム 訳者：小林朋則
(発行所 株式会社文響社 2,380円+税)

「毎日5分で1年後、世界基準の知性が身につく」という帯タイトルに惹かれ手に取りました。七つの異なる専門分野が広く浅く、合計365ページに渡って取り上げられており、毎日1ページずつ読み進めることにより、各分野について毎週少しずつ理解が深められるようになっています。

以下内容を抜粋します。

*月曜日－歴史

西洋文学の発展に貢献した人々や出来事を探る。

*火曜日－文学

偉大な作家の生涯とその代表作～現在も多くの読者を取りこにしている詞や小説～のあらすじを見る。

*水曜日－視覚芸術

世界で最も影響力の大きい絵画・彫刻・建築作品を生み出した芸術家や芸術運動を紹介する。

*木曜日－科学

ブラックホールの起源から電池の仕組みまで、科学の不思議を簡単に解説する。

*金曜日－音楽

偉大な作曲家たちにインスピレーションを与えたもの、楽譜の読み方、モーツァルトがこれほど人気がある理由など、音楽の遺産を概観する。

*土曜日－哲学

古代ギリシアから20世紀まで、人類最高の思想家たちが、人生と宇宙の意味を解明しようとしてきた努力を取り上げる。

*日曜日－宗教

世界のおもな宗教とその教養を概説する。

学生時代に、世界史や倫理で習ったことのあることや、断片的な科学や文学に関する知識をよむことにより、読んでみたい本、行ってみたい場所、聞いてみたい音楽、見てみたい絵など、新たに興味、関心の幅が広がるのではないのでしょうか。

ページ下部の「豆知識」も面白く、思わずじっくり読んでしまいます。

(執筆 松村 恵子)



<2月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

1日

○贈与税の申告受付開始<3月15日まで>
[税務署]

12日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

18日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>
[税務署] ※なお、還付申告については
2月15日以前でも受付可能。

28日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告
書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合)

<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

~ちょっとブレイク~



撮影者のコメント

「友人の実家の前にある庭畑の写真が送られてきました。冬はお母様が大切に育てた野菜とともに葉ボタンが咲くそうです。

まるまるとした白菜や大根の恵みとともに、葉ボタンやすみれを植えて通りがかりの人の目を楽しませるお母様の心がとても美しいと感じます。」 撮影者 福元 梨恵

当事務所より一言

立春も過ぎましたが、まだまだ寒風の厳しい今日この頃、インフルエンザもピークを迎えておりますが、皆様体調を崩しておられませんでしょうか。

さて、平成も残り2カ月余りとなり、5月からの新元号がどう決まるのか大変気になりますね。新元号は、①漢字2文字で書きやすい・読みやすい ②過去に使われていない ③明治・大正・昭和のイニシャルのアルファベット M・T・S と被らないことを条件に決められるそうです。

ではなぜ切りのいい、1月1日でもなく年度始まりの4月1日でもなく5月1日という中途半端な時期なのでしょう。その理由は、年末年始は皇室の重要行事が目白押しであること、4月は年度替わりで、転勤や入学また、中央官庁の人事異動と重なり、国民生活に多大な支障を来すからだそうです。

結局、大型連休中で国民生活が落ち着いており「昭和の日」の後という区切りになるとして5月1日即位・改元に行き着いたそうです。新元号の発表は4月1日ですが、これはあまりに早く公表すると「国民の関心が新天皇に移り、二重権威状態が長引くと困るから」という理由だそうです。

では改元により国民生活に支障はないのか、という問題ですが「コンピュータシステムが日付を読み取れない」といった障害がもし起これば、決済や商品流通などに大トラブルが起こる可能性は否めません。またシステム改修に多額の費用がかかるなど中小企業の負担ははかりしれません。スマホやネットショッピング、電子決済などコンピューターの普及度合いは昭和時代の比ではありません。医療や年金、税金等公的なシステムもきちんと対応できるのか、という不安もあります。

今月ものぞみプランニングレポートをお読みくださりありがとうございます。皆様との「出会い」、「ご縁」、「絆」に心より感謝申し上げます。皆様のお役に立てるよう社員一同頑張る所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

b y 紺田 浩

